

平成 19 年 3 月 27 日

各 位

会 社 名 株式会社 フルキャスト
代 表 者 名 代表取締役会長 平野 岳史
(コード番号 4848 東証第一部)
問い合わせ先 取締役 執行役員 管理本部長 上 口 康
電 話 番 号 03 - 3780 - 9507

弊社に対する業務改善命令についてのお詫びとご報告

株式会社フルキャストは、平成 19 年 3 月 27 日付で、東京労働局より、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（以下：労働者派遣法という）に違反したとして、労働者派遣法第 49 条第 1 項に基づく労働者派遣事業改善命令を受けました。お客様及び登録スタッフの皆様をはじめとする関係者の方々に、多大なご迷惑をおかけいたしましたことを深く反省し、心よりお詫び申し上げます。

今回の業務改善命令の内容は下記の通りでございます。弊社は今回の命令を厳粛に受け止め、原因となった問題点すべてに対して、全社を挙げて再発防止に取り組んでまいり所存です。

記

1. 処分の内容

労働者派遣法第 49 条第 1 項に基づく労働者派遣事業改善命令

2. 処分の原因となった事実

- (1) 甲府支店において、平成 18 年 10 月 7 日、労働者派遣契約に基づき、派遣労働者 5 名をして労働者派遣法第 4 条第 1 項第 3 号で禁止している警備業務への労働者派遣を行っていたほか、同支店において同年 10 月から 12 月までの間に 9 日間、延べ 66 名をして、警備業務への労働者派遣を繰り返していたこと。
- (2) 二俣川支店において、平成 18 年 8 月 12 日、労働者派遣契約に基づいて行っていた建設業務への労働者派遣に対し、神奈川労働局が行った指導に対し、9 月 19 日、建設業務、警備業務等については労働者派遣事業を行ってはならないことについて、「社内通達において周知徹底」した旨の是正報告を行っていたにもかかわらず、上記(1)のとおり、当該報告から 3 週間を経過しない時点において労働者派遣法第 4 条第 1 項に違反する労働者派遣が行われていたものであり、是正の措置が適切に履行されていなかったこと。
- (3) 平成 18 年 1 月から 12 月までの間に全国 53 支店において、労働者派遣法第 4 条第 1 項第 2 号及び第 3 号で禁止している建設業務及び警備業務への労働者派遣(上記(1)及び(2)を含む)を行っていたこと。
- (4) 労働者派遣法第 11 条第 1 項の事業所新設の届出が適切に行われていなかったこと。
- (5) 労働者派遣法第 23 条に基づく労働者派遣事業報告を、期限までに提出しなかったこと。

3. 今回の処分に至った経緯

東京労働局の指示により、労働者派遣法禁止業務に対する点検を全国で実施し、上記の2.(1)及び(3)の事実が認められたため、東京労働局にご報告いたしました。

4. 講ずべき措置

- (1) 全ての事業所において、平成18年1月以降に開始された労働者派遣事業に係る総点検を行い、労働者派遣法第4条第1項で禁止されている適用除外業務への労働者派遣が現に行なわれている場合には、労働者の雇用の安定を図るための措置を講ずることを前提に、速やかに中止すること。
- (2) 労働者派遣法違反について、その発生の経過を明らかにし、その原因を究明し再発防止のための措置を講じること。
- (3) 労働者派遣法に違反することのないように全社にわたり、派遣元事業主の責任において、法令等労働者派遣事業制度の理解の徹底を図り、遵法体制の整備を図ること。

5. 今後の対策について

弊社は、全ての事業所において、総点検を行い、労働者派遣法第4条第1項で禁止されている適用除外業務への労働者派遣が行なわれていない事を確認しております。現在、以下のような措置を講じ、今回の業務改善命令に対して再発防止及び遵法体制の整備を図っております。

コンプライアンス推進部の設置

平成19年4月1日より、コンプライアンス担当取締役(管理本部長)直轄組織として、新たに「コンプライアンス推進部」を設置いたします。コンプライアンス強化の専門部署として、法違反業務の再発防止、組織の末端までの法令遵守を進めてまいります。

コンプライアンス研修の実施

弊社では、既に全国支店の従業員(アルバイトを含む)合計2,440名に向けてコンプライアンス研修を行いました。第一次研修期間(平成19年1月28日~2月18日)では全国の管理職計265名が受講した「労働者派遣法の概要と実務、労働基準法についての再確認」という内容の研修を実施いたしました。また、第二次研修期間(平成19年2月10日~2月21日)では、全国68会場において社員(アルバイトを含む)計2,175名を対象に、通算129回の研修を実施し、組織の末端までの法令遵守の強化に努めております。

6. 社内処分について

弊社としては、今回の件を厳粛に受け止め、代表取締役会長及び代表取締役社長については、役員報酬月額30%返上を3ヶ月間、取締役(コンプライアンス担当)については、役員報酬月額20%返上を3ヶ月間、以上の社内処分を実施いたします。

7. 今後の見通し

業績に与える影響につきましては、状況がわかり次第お知らせいたします。

以上